

(別添)

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項

- 1 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、安全に関する基本的な事項についてとりまとめたものであること。
- 2 伐倒方法、造材方法には、ガイドラインで触れたもの以外に多様な方法があるが、作業者の技能、経験等、伐木現場の状況等を踏まえ、最適な方法を選択すべきであること。
- 3 防護ズボンについてはJIS T8125-2「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能」を引用しているが、ISO規格及びEN規格については、JIS規格とほぼ同等と考えられるため、これらの規格に適合する製品を使用する場合はガイドラインに適合するものと認められること。

注意：次ページ必読のこと

- 4 保護具として防護ズボンを推奨しているものであること。チャップス(前掛け)の使用は作業の安全性を高めるものであるが、これはガイドラインに適合しているとは認められないこと。
- 5 履物としては安全靴を推奨しているものであること。なお、つま先、足の甲部、足首、及び下腿の前半部分にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-3「手持ちチェーンソー使用者のための防護服 第3部：履物試験方法」と同等以上と認められる場合は、地下足袋型であってもガイドラインに適合するものと認められること。
また、下肢の前半部分が履物によって防護されない場合、すね当てを使用することが望ましいこと。
- 6 伐倒方向は、通常、安全とされる方向を示したものであり、原則としてガイドラインのとおり伐倒することが望ましいが、あらゆる状況に一律に適合できるものではないこと。また、状況によっては上方に伐倒することがあるが、これはガイドラインの枠を超える高度な技術であること。
- 7 伐倒作業において伐倒者以外は立入禁止とする範囲を樹高の2倍としたのは、諸外国の基準を踏まえ設定したものであること。
- 8 受け口の深さは、胸高直径により伐根直径の1/4以上又は1/3以上としているが、その上限は樹種や生育の状況等により様々であるので一律に示すことが困難であること。立木の安定性を損なうことのないよう、切りすぎず、かつ、ガイドラインに示した深さを下回らないようにすることが必要であること。
- 9 追いづる切りは、突っ込み切りを行う際にチェーンソーのバー先端上部が立木に触れてキックバックするおそれがあるので、チェーンソー作業の習熟の程度が十分でない者は行わないこと。

4について

林野庁において、チャップスの安全性を詳細に確認するため、使用時のずれ等について実証試験を予定しています。実証試験の結果、一定の要件を満たすチャップスを適切な方法で使用した場合に防護ズボンと同等の安全性を有すると認められた場合には、4については改正を予定しているので、了知願います。

上記措置を踏まえ、チェーンソー作業における防護ズボンの着用については、当面の間ガイドラインを根拠として指導することのないよう、留意願います。

平成 28 年 2 月 15 日付け事務連絡で、

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課建設安全対策室長から 都道府県労働局労働基準部安全主務課長、林業・木材製造業労働安全災害防止協会専務理事、林野庁林政部経営課林業労働対策室長に通知済み